別表十二(三)
「17」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 特定事業再編投資損失準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	（　　）

別表十二(三)　平二十六・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

特定事業再編計画の認定を受けた日	1	平　・　・	翌	期首特定事業再編投資損失準備金の金額	12	円
				基準事業年度等の日における業再編投資備金の金額	13	
				金算入額 6、48又は60	14	
				場合による入額	15	
積立限度額の計算	特定株式等の取得年月日			計 (14)＋(15)	16	
	同上の特定株式等のうち期末に有するものの帳簿価額	5	円	当期積立額のうち損金算入額 (3)－(11)	17	
	当期において取得した特定株式等の取得年月日	6	平　・　・	期末特定事業再編投資損失準備金の金額 (12)－(16)＋(17)	18	
	同上の特定株式等のうち期末に有するものの取得価額	7	円	貸借対照表に計上されている特定事業再編投資損失準備金	19	
	((5)＋(7))×$\frac{70}{100}$	8		差引 (19)－(18)	20	
	(7)のうち取得年度にその帳簿価額を減額した金額	9		当期 貸借対照表の取崩不足額 (16)－((3)－((19)－前期の(19)))	21	
	積立限度額 (8)－(9)	10		当期 当期に生じた差額の合計額 (11)＋(21)	22	
積立限度超過額 (3)－(10)		11		前期以前分 前期末における差額 (前期の(20))	23	

「17」欄

特定事業再編投資損失準備金の損金算入を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄:「第68条の43の3第1項」※1又は「第68条の43の3第2項」※2
② 「区分番号」欄:「10526」
③ 「適用額」欄: 当該別表十二(三)「17」欄の金額(円単位)

※1　第68条の43の3第1項
　　平成26年4月1日以後に開始した連結事業年度
※2　第68条の43の3第2項
　　平成26年4月1日前に開始した連結事業年度等

法　0301－1203